交野市こども計画の点検・評価について

国の基本指針等

◆こども大綱（こども基本法）
・こども施策に関する基本的な方針
・こども施策に関する重要事項
・こども施策を推進するために必要な事項

◆その他の基本指針等
・子ども・子育て支援法（基本的記載事項・任意記載事項）
・次世代育成支援対策推進法
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律　等

◆市町村子ども・子育て支援事業計画に係る基本指針

〇基本的記載事項（必須）

1　教育・保育提供区域の設定
2　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
4　幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

〇任意記載事項

1　市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等

2　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
3　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策（児童虐待防止対策、母子家庭・父子家庭自立支援、障害児施策の充実）との連携
4　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

7　市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について**点検、評価**し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。・・・この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

国の基本指針等に即して策定

交野市こども計画

◆こども計画（努力義務）
・こども大綱を勘案して策定
・旧交野市子ども・子育て支援事業計画（義務）を包含
（基本的記載事項（必須）：法定事業）

第4章　計画の基本的な考え方
（基本理念、施策の体系）

第5章　施策の展開（基本目標）
1　こどもを産み育てることができる　まちづくり
2　こどもが成長できる　まちづくり
3　若者が自立できる　まちづくり
4　こどものすべての成長過程にわたる支援
5　子育て当事者に対する支援
※具体的な各取組みについて、事業編としてとりまとめ、継続事業・拡充事業・新規事業に区分
※進捗確認指標

第6章　法定事業の目標値等
1　略
2　幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第7章　計画の推進

交野市こども計画

PDCAサイクル

PLAN
（計画の策定）
交野市子ども・子育て会議での審議等を踏まえた計画の策定・目標の設定

DO
（計画の推進）
主な主体との連携・協働による事業の実施

CHECK
（進捗状況の点検）
交野市子ども・子育て会議において、法定事業は、毎年度点検・評価をし、その他事業は、交野市総合計画で各施策・事務事業の進捗管理を実施する

ACT
（事業の継続・拡充・計画の見直し）
必要に応じて、量の見込み・確保の内容、基本施策における事業の見直し

点検・評価の方法

点検・評価

第5章　施策の展開

●毎年度、具体的な各取組み（交野市こども計画（別冊事業編））について
・各事業毎の指標に沿って利用人数等の実施状況を把握。
・新規事業や拡充事業について進捗状況を確認するとともに、継続事業についても課題等を把握。
●進捗確認指標について、
・中間見直し時期のアンケート調査等にて把握
・事業の実施状況を把握

点検・評価

第6章　法定事業の目標値

●毎年度、事業の実績数値等から、原則として次のA～Cに区分し点検・評価。
A　計画どおり又は計画以上に進んでいる。
B　計画どおり進んでいるが、需要増などの課題がある。
C　計画を下回っている。計画や需要に課題が多い。

●子ども・子育て会議委員の個別評価

※計画全体の成果（利用者の意見等）は、個別の事業・取組に対する意見や市政に関する調査等を活用するとともに、次期（令和12年度～）計画策定におけるニーズ調査により把握。

毎年度、交野市子ども・子育て会議における審議を経た後、点検・評価の結果を公表